

調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）

公 告 日
令和 4年 11月 3日

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：介護記録システム
内容（仕様）：仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）および履行場所（納入場所）

- (1) 履行期間（納入期限）
契約締結日から令和 4 年 12 月 31 日（土）
- (2) 履行場所（納入場所）
介護老人保健施設いこいの森（津市河芸町東千里3-1）等

3 競争入札参加者および落札者に必要な資格

- (1) 当該競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号にあげる者でないこと。

4 入札方法および落札者の決定方法について

- (1) 「入札に際しての注意事項」によるものとします。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する部署」で行います。

6 契約代金の支払方法および支払時期

- (1) 支払方法 振込
- (2) 支払時期 発注者、受注者協議の上、決定するものとします。

7 不当介入にかかる通報等の義務およびそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約に関する事務を担当する部署に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、納期等に遅れが生じる等のおそれがある場合は、契約に関する事務を担当する部署と協議を行うこと。
- (2) 発注者は、受注者が(1)イまたはウの義務を怠ったときは、契約解除等の措置を講じることができるものとします。

8 その他

- (1) 本件入札に関し疑義がある場合は、入札までに「入札に関する事務を担当する部署」に説明を求めてください。入札後、不明な点があったことを理由に意義を申し立てることはできません。
- (2) 本件入札の参加にあたり、国内の法律および三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき、適正な入札を行ってください。
- (3) 受注者となった場合には、仕様書に記載された内容および納期等を遵守し、誠実に契約を履行してください。

9 入札書締切日時

令和 4 年 11 月 13 日(日)必着

10 入札書提出方法

下記「入札に関する事務を担当する部署」あて「一般書留郵便または簡易書留郵便」で提出してください。

11 開札日時

令和 4 年 11 月 14 日(月) 10 時 30 分

12 入札に関する事務を担当する部署

医療法人緑の風 総務部
〒510-0303 津市河芸町東千里 3-1
TEL 059-245-6777

13 契約に関する事務を担当する部署

同上

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(2)は参加資格、(3)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げるものでないこと。
 - (3) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 入札価格は指示のない限り消費税込みの額としてください。提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することはできません。
- 3 契約に関する事務を担当する部署は、必要に応じて資料等を求めることができるものとします。
- 4 下記に該当する者の提出した入札書は無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札に際して不正があったとき。
 - (3) 発注者が指示した事項に違反したとき。
 - (4) その他不備があるとき。
- 5 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約に関する事務を担当する部署に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期等に遅れが生じるおそれがある場合は、契約に関する事務を担当する部署と協議すること。
- 6 発注者は、受注者が 5 のイまたはウの義務を怠ったときは、契約解除等の措置を講じることができるものとします。